

岡三アクティブFX取引ルール

1. 店頭外国為替証拠金取引口座開設

(1) 口座開設基準

当社で店頭外国為替証拠金取引（以下「岡三アクティブFX取引」といいます。）の口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

① 個人のお客様

- ・ 当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・ 十分な金融資産があること。
- ・ 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること。
- ・ 金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・ 当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」及び「岡三アクティブFX取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任でお取引することをご承諾いただけること。
- ・ マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために岡三アクティブFX取引口座を使用しないこと。
- ・ その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

② 法人のお客様

- ・ 当社の「証券総合取引口座」を開設していること。また、証券総合取引口座開設基準の条件を全て満たしていること。
- ・ 資本金又はこれに相当する財産の額が 100 万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
- ・ 外国為替証拠金取引に関する十分な知識があること。
- ・ 金融商品取引について十分な取引経験があること。
- ・ 当社 Web サイトの「重要事項のご確認」に記載の事項を全て確認されていること。
- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」及び「岡三アクティブFX取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任でお取引することをご承諾いただけること。
- ・ マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために岡三アクティブFX取引口座を使用しないこと。
- ・ その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

(2) 提出書類（Web サイト上での同意による電子提出）

- ・ 「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 当社「証券総合取引口座」の開設がお済みでないお客様は、当社 Web サイトより、お申込みください。
 - ② 当社 Web サイトにて「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」、「注意喚起文書 兼 店頭外国為替証拠金取引説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」、「店頭外国為替証拠金取引リスク説明書」、「岡三アクティブFX取引ルール」及び「重要事項のご確認」の内容を十分にご理解ください。
 - ③ 当社 Web サイト上の「岡三アクティブFX取引（店頭外国為替証拠金取引）口座開設申込」にて必要事項をご入力の後、お申込みください。
 - ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
 - ⑤ 審査結果をEメールにてご通知いたします。
 - ⑥ 審査を通過されたお客様は「岡三アクティブFX取引口座」を開設します。
- ※ 審査にあたり確認のため当社からご連絡させていただく場合がございます。また、口座開設基準を満たしていても社内審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんので、ご了承ください。

2. 岡三アクティブFX取引における基本的事項

- (1) 岡三アクティブFX取引口座を開設されますとMR F（マネー・リザーブ・ファンド）はお取扱いできません。岡三アクティブFX取引口座開設時にMR Fのお預り残高は全て返還（売却）し、MR F 累積投資口座は解約いたします。
- (2) 証拠金の振替はお客様自身でお手続きいただけます。岡三アクティブFX取引画面「入金」-「クイック入金」画面又は「入金」-「出金依頼」画面でお手続きください。また、当社 Web サイトからも振替出金（証券総合取引口座から岡三アクティブFX取引口座への振替）手続きが可能です。
- (3) 当社では、証拠金は現金のみ取扱います。代用有価証券での証拠金差入れは承っておりませんので予めご了承ください。
- (4) 最終建玉決済日（岡三アクティブFX取引口座開設後、全くお取引がない状態も同様とします。）から当社が定める

期間を経過しますと、岡三アクティブFX取引口座は閉鎖される場合があります。なお、岡三アクティブFX取引口座が閉鎖されますと、再度岡三アクティブFX取引を行う場合には、新規に岡三アクティブFX取引口座をお申込みされる場合と同じ手続きをおとりいただく必要があります。

3. 取扱通貨、取引単位等

岡三アクティブFX取引における取扱通貨ペア及び取引単位等は、次のとおりです。

通貨ペア	取引単位 (Lot)	呼び値の最小変動幅	有効な指値の幅
USD/JPY	1,000 USD	0.001	0.030
EUR/JPY	1,000 EUR	0.001	0.030
GBP/JPY	1,000 GBP	0.001	0.030
AUD/JPY	1,000 AUD	0.001	0.030
NZD/JPY	1,000 NZD	0.001	0.030
CAD/JPY	1,000 CAD	0.001	0.030
CHF/JPY	1,000 CHF	0.001	0.030
ZAR/JPY	1,000 ZAR	0.001	0.005
SGD/JPY	1,000 SGD	0.001	0.050
EUR/USD	1,000 EUR	0.00001	0.030
GBP/USD	1,000 GBP	0.00001	0.030
AUD/USD	1,000 AUD	0.00001	0.030
NZD/USD	1,000 NZD	0.00001	0.030
USD/CHF	1,000 USD	0.00001	0.030
EUR/CHF	1,000 EUR	0.00001	0.030
GBP/CHF	1,000 GBP	0.00001	0.030
USD/CAD	1,000 USD	0.00001	0.030
EUR/GBP	1,000 EUR	0.00001	0.030

※「有効な指値の幅」については、後記「4. 注文（1）注文方式及び執行条件」欄をご参照ください。

4. 注文

（1）注文の種類及び執行条件

① 岡三アクティブFX取引の注文の種類は以下のとおりです。

注文の種類	詳細
通常注文	一般的な注文方法で、「通貨ペア」、「数量」、「売・買の別」、「執行条件」及び「有効期限」等を指定して発注する注文方法です。
OCO 注文	「one cancel the other order」の略で、二つの注文で一組の注文となり、一方の注文が成立したらもう一方の注文は自動的に取消となる注文方法です。
IF-DONE 注文	原注文（IF 注文）が成立すると、自動的に予約注文（DONE 注文）が発注される注文方法です。
IF-OCO 注文	「IF-DONE 注文」と「OCO 注文」を組合わせた注文方法で、IF 注文が成立した場合に有効となる DONE 注文を OCO 注文で発注する注文方法です。
ストリーミング注文	発注する際に提示されているレート（提示レート）で取引を成立させる注文方法です。また、許容スリップを設定することにより提示レートから設定したスリップの範囲内で取引を成立させることが可能です。但し、相場の変動等により取引が成立せず、注文が失効となる場合があります。
ワンクリック注文	レートパネル上でワンクリックするだけで発注できる注文方法です。ワンクリック注文は、新規及び決済の指定ができないため、決済注文に対しても発注証拠金額が必要となります。

② 岡三アクティブFX取引の執行条件は以下のとおりです。

執行条件	詳細
成行	価格を指定せず発注した際に取引されているレート（取引レート）で取引を成立させる執行条件です。相場変動等により、発注する際の提示レートと取引が成立したレート（約定レート）が異なる場合があります。
時間指定成行	指定した日時に成行注文を発注する執行条件です。
指値	指定した価格（指値価格）で取引を成立させる執行条件です。但し、週初第一取引日の開始時の取引レートが指値価格より有利（買注文は指値価格を下回るとき、売注文は指値価格を上回るとき）な場合は、その時の取引レートで約定します。なお、指値価格は取引レートより「有効な指値の幅」以上の有利な価格を指定してください。
時間指定指値	指定した日時までに取引が成立しない場合、執行条件が成行に変更となる執行条件です。

逆指	逆指は現在保有しているポジションに対して損失を限定したいときなどに用いられ、指定した価格（逆指値価格）に達したとき、成行として発注する執行条件です。買注文の場合、取引レートよりも高い価格を、売注文の場合、取引レートよりも低い価格を指定します。なお、逆指値価格は取引レートより「有効な指値の幅」以上の不利な価格を指定してください。
時間指定逆指	指定した日時までに取引が成立しない場合、執行条件が成行に変更となる執行条件です。
トレール	逆指と同様に現在保有しているポジションに対して損失を限定したいときなどに用いられ、価格を指定せず値幅（トレール幅）を指定して発注する執行条件です。発注時の取引レートに指定したトレール幅を考慮した価格が逆指値価格となり、その後、相場の変動に応じて逆指値価格が以下のとおり変動します。なお、トレール幅は「有効な指値の幅」以上の値幅を指定してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・買注文の場合：発注時から現在までの安値にトレール幅を加えた価格 ・売注文の場合：発注時から現在までの高値からトレール幅を差引いた価格

※ 時間指定注文で指定できない時間帯は火曜日～金曜日 5:30～7:30、土曜日 4:00～月曜日 7:30 となります。

(2) 注文の有効期限

注文の有効期限は、GTC（無期限）、当日、日付指定（30営業日先まで指定可能）の3種類があります。

(3) 取引時間

岡三アクティブFX取引の取引時間は、原則、次のとおりです。

	取引時間
通常期間	月曜 7:00～土曜 6:00
サマータイム期間	月曜 6:00～土曜 5:00

※ 火曜日から金曜日の6:59（サマータイム期間は5:59）及び土曜日の6:00（サマータイム期間は5:00）より数分間（概ね5分）に日次処理が実施されます。また、火曜日から金曜日の日次処理の間は取引ができません。

※ サマータイム期間（米国ニューヨーク州のサマータイムを適用）は3月第二日曜日～11月第一日曜日となります。

※ 経済情勢の急激な変化等により、取引時間の変更及び取引の一部若しくは全部を停止する場合があります。

※ 注文受付等はシステムメンテナンス時間を除き取引時間外でも可能です。システムメンテナンス時間につきましては、当社Webサイトをご確認ください。

(4) 決済について

ポジションは、全て反対売買により「差金決済」していただきます。「現引」、「現渡」はできません。反対売買をしない限り、ポジションは日々ロールオーバーされますので、ポジションを継続して保有することができます。また、対外貨通貨ペアの場合、外貨決済損益の円換算は決済時の対円レート（決済益の場合は「売値（BID）」、決済損の場合は「買値（ASK）」）を用いて計算します。なお、円未満の端数が生じた場合、切捨てとなります。

(5) 取引日・受渡日

① 取引日

取引日は、営業日の7:00から翌日の7:00（土曜日は6:00）までを一取引日とさせていただきます。なお、サマータイム期間は1時間繰上げとなります。

② 受渡日

受渡日は、決済を行った日の属する取引日と同一の日となります。

5. 建玉上限

各通貨ペア 10,000 Lot（1,000通貨単位あたり1Lot）を上限とします。なお、建玉上限はMAX方式を採用しており、買建玉と売建玉のいずれかが多い建玉数量が建玉上限の対象となります。

6. 証拠金

(1) 証拠金の前受け

岡三アクティブFX取引は完全前受制です。新規建は「発注可能額」の範囲内とし、決済は建玉の範囲内とします。また、岡三アクティブFX取引で差入れていただく証拠金は全額現金のみとさせていただきます。代用有価証券での差入れは承っておりませんので予めご了承ください。

(2) 発注証拠金額

発注証拠金額とは、注文を発注するために必要な証拠金の額です。取引単位（1Lot）あたりの発注証拠金額は、下記（3）の必要証拠金額となります。なお、決済注文でポジションを指定して決済する場合（決済指定注文）は、発注証拠金額は必要ありません。

(3) 必要証拠金額

必要証拠金額とは、ポジションを維持するために必要な証拠金の額です。取引単位（1Lot）あたりの必要証拠金額は、通貨ペアごとに以下の方法により算出した額となります。

① 算定基準日

毎週の最終取引日

② 算出の方法

取引単位（1Lot）あたりの必要証拠金額（注1）＝取引単位（1Lot）あたりの通貨数量×証拠金率（注2）×5取引日の終値平均値（注3）

注1：100円未満の端数が生じた場合、切上げとなります。

注2：証拠金率は、個人のお客様は4.00%、法人のお客様は0.34%となります。

注3：算定基準日から遡る5取引日における終値の平均値をいいます。

※ 法人のお客様につきましては、上記②の計算により算出した額が、当社の定める最低必要証拠金額を下回る場合には当該最低必要証拠金額とします。詳細につきましては、当社 Web サイトをご確認ください。

③ 適用期間

算定基準日の翌々週月曜日から金曜日

(4) 証拠金と維持率の計算について

預託証拠金額	お客様からお預りしている証拠金の総額をいいます。
有効証拠金額	証拠金状況を計算するための基準となる金額をいいます。 有効証拠金額＝預託証拠金額＋ポジション損益＋未実現スワップ
発注可能額	注文を発注することが可能な金額をいいます。取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額に取引数量を乗じた金額が発注可能額以下の場合に発注が可能です。 発注可能額＝有効証拠金額－出金依頼額－必要証拠金額－発注証拠金額
出金可能額	証券総合取引口座へ振替が可能な金額をいいます。 出金可能額＝預託証拠金額－出金依頼額－必要証拠金額－発注証拠金額－（ポジション評価損＋支払未実現スワップ） 但し、ポジション評価益及び受取未実現スワップがある場合は、ポジション評価損＋支払未実現スワップの合計額を限度として控除します。
有効比率（%）	有効比率（%）＝有効証拠金額÷必要証拠金額×100
必要証拠金額	ポジションを維持するために必要な金額をいいます。ロスカット及びロスカットアラートの判定の基準となる金額です。 必要証拠金額＝取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額×建玉数量（注1） 注1：買建玉と売建玉のいずれか多い建玉数量
発注証拠金額	発注中の未約定注文に係る必要証拠金額をいいます。 発注証拠金額＝取引単位（1 Lot）あたりの必要証拠金額×未約定の注文数量（注1） 注1：決済指定注文を除きます。
ポジション損益	未決済ポジションの評価損益をいいます。
未実現スワップ	未決済ポジションに付与されるスワップポイントをいいます。
アラート基準額	アラート基準額＝必要証拠金額×200%
ロスカット基準額	ロスカット基準額＝必要証拠金額×100%

※ 有効比率等、証拠金に関する計算はリアルタイムで行われます。その際の計算のもとになる時価は買ポジションの場合「売値（BID）」を、売ポジションの場合「買値（ASK）」を用いて計算します。

※ 対外貨通貨ペアの取引の場合、表示された右側の通貨の対円貨通貨ペア（例「ユーロ/米ドル」の場合は「米ドル/円」で計算）の提示レートで証拠金等の計算を行います。

7. ロスカットアラート、ロスカット

(1) ロスカットアラート

有効比率が、200%を下回った場合、アラートメール（事前通知）をお送りします。但し、ロスカットが適用される際の事前通知はありません。

(2) ロスカット

有効比率が、100%を下回った場合、それ以上の損失を未然に防ぐため、強制的に反対売買を行い全ての保有ポジションを決済いたします。ロスカット判定は数秒（概ね5秒）ごとに行います。また、ロスカット処理が実行された場合、既に発注されている注文は全て取消処理が行われます。

※ ロスカット基準に達した時点でのレートで必ずしも約定するとは限りません。相場の状況によっては、ロスカット基準に達した時点でのレートと大きく乖離したレートで約定する可能性があります。これにより、多額の損失が生じることがあります。

8. 取引レート

取引画面上に1通貨単位の取引レートを表示します。取引レートは、「売値 (BID)」と「買値 (ASK)」の両方の価格を表示します。「売値 (BID)」と「買値 (ASK)」の差をスプレッドといい、取引通貨ペアごとに異なります。詳細につきましては当社 Web サイトをご確認ください。

取引レートは対円貨通貨ペアは小数第3位、対外貨通貨ペアは小数第5位まで表示します。

※ 相場の状況によっては、スプレッドが急拡大したり、取引レートの提示が困難になる場合があります。

9. ロールオーバーとスワップポイント

(1) ロールオーバー

ロールオーバーとは、ポジションの持越しのことで、未決済ポジションを毎日繰延べています。これにより、お客様が反対売買をしない限り、ポジションを長期間保有することができます。ロールオーバーは日次処理の間に行われます。

(2) スワップポイント

スワップポイントとは、金利が異なる2種類の通貨の売買によって発生する、2通貨間の金利差のことをいい、ロールオーバーされる際に付与されます。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。なお、岡三アクティブFX取引におけるスワップポイントの付与日数は、お客様のポジションを翌営業日に繰越す際の当該日数とは異なりますのでご注意ください。スワップポイントは、未実現スワップに加減算され、ポジションを決済した際に受払いが行われます。

10. 手数料

無料です。

11. 信託保全

当社がお預かりしているお客様のご資産は、当社が信託銀行に開設した顧客資産保全のための専用信託口座にて区分管理を行っております。この信託の委託者は当社ですが、受益者はお客様で、当社に万一破たん等の非常事態が生じた場合でも、個々のお客様の口座清算価値に応じた額が、受託者代理人を通じてお客様に直接返還される仕組みになっています。非常時の返還は当社の一般債務とは独立して、一般債務に優先して行われます。また、「信託」は、受託者としての信託銀行の破たん等のリスクからも保護されています。

12. 本書面の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を、個別に電子情報処理組織を使用する方法又は当社 Web サイト上の掲示による方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

(平成 24 年 5 月 14 日 改正)